
第 31 回 国際証券業協会会議（ICSA）年次総会について

日証協・平成 30 年 6 月 10～12 日

国際証券業協会会議（ICSA：International Council of Securities Association）¹の第 31 回年次総会が、去る 6 月 10～12 日に台湾証券業協会の主催により台北において開催された。会議の概要は以下のとおり。

- 1) 開催期日 平成 30 年 6 月 10 日（日）～12 日（火）
- 2) 開催地 台北
- 3) 主催機関 台湾証券業協会
- 4) 参加者 約 50 名

ICSA メンバー機関及び客員会員・オブザーバー（タイ、ニュージーランド、ベトナムの各協会）のほか、以下を含むゲストスピーカーが参加。

- ・台湾総統 Ms. Tsai Ing-wen（蔡英文）
- ・台湾行政院副院長 Mr. Jun-Ji Shih
- ・台湾金融監督管理委員会（台湾）副会長 Mr. Tien-Mu Huang
- ・元台湾財政大臣 Dr. Ching-Chang Yen

5) 今回のポイント

- 台湾では ICSA の年次総会は 2000 年以來 2 回目の開催。
- 今回の総会では、成長著しいアジアにおいて、「新たな時代の課題と機会」をテーマに、北朝鮮と米国との初の首脳会談を控える中で開催され、トランプ大統領の保護主義的な貿易政策、イラン核合意の破棄、中国経済の減速、翌年に控える Brexit の交渉の停滞など地政学的リスクを含む様々な不安定要因が資本市場に与える影響、規制のハーモナイゼーション、資本市場とサステナビリティ、ベンチマーク、ブロックチェーン、フィンテック、ASEAN の資本市場などをテーマに議論が行われた。台湾のゲストスピーカーからは、台湾経済のマクロ経済、コーポレートガバナンスの整備状況について紹介された。



¹ 国際証券業協会会議（ICSA：International Council of Securities Associations）

世界の証券市場における取引慣行及び規制の調和を図り、メンバー間の情報交換及び理解を促進し、証券市場の健全な発展に寄与することを目的に、1988 年に本協会の提唱により設立された。以降、年次総会はメンバーの持ち回りで開催されており、現在のメンバーは 16 ヶ国（地域）18 団体である。

公開セッション（6月11日）

Session I: 台湾のマクロ経済の現状とハイテク産業発展の可能性

Dr. Jun-Ji Shih, 行政院副院長（台湾）

- 台湾は、東アジア地域において地理的に有利な場所に位置し、日本、韓国、中国、東南アジアへのアクセスが良いため貿易が活発である。2016年の輸出入額は世界で18位、国際競争力指標も15位にランキングしている。
- 現在ではハイテク産業が経済を支えており、世界中のハイテク企業やその研究機関とのネットワークを持ち、海外の高水準の要求に応えるとともに、ハイテクを用いた商品が一部の高所得者のみならず、一般庶民の生活も便利にしている。
- 台湾証券取引所（TWSE）上場企業の平均配当利回りは約3.8%であり、TWSEの本年3月の売買高は昨年同期比約30%増加するなど、証券市場も再活性化しつつある。さらに、上場基準を緩和し資金調達をしやすくするとともに、証券貸借取引の条件緩和、取引所でのコロケーションシステムの導入など、より市場を活性化する施策を導入しつつある。
- 政府は、新たなコーポレートガバナンスのロードマップを公表し、企業に更なる社会的責任や透明性を求めている。
- フィンテックに関しても、昨年台湾はレギュラトリーサンドボックスを導入し、今後世界をリードしていくことが期待される。

Session II: 世界の現状と課題

Dr. Dierk Brandenburg, ベルリングローバルアドバイザーズ、パートナー

- 世界は、金融資本市場に影響を及ぼす様々な地政学的リスクに直面しており、終了したばかりのカナダG7サミット、シンガポールでの米朝首脳会議、6月末のEU首脳会議、7月中旬のNATO首脳会議など多くの重要な国際会議にもこれらが反映されている。
- 米国で進んでいる保護貿易主義は、トランプ大統領や補佐官のキャラクターの問題というだけではなく、今後の中間選挙などを経て実際に大きな政治的な流れになる可能性があり、軽視できない。特に中国に関する科学技術関連のFDI（外国直接投資）に影響が出るだろう。また、ロシア疑惑、法人減税による財政赤字拡大、規制緩和（ドッド・フランク法等）による4%の経済成長達成の可否等が、中間選挙の共和党の議席に影響を及ぼす。
- 中国では、経済問題が落ち着きを見せてきている（シャドーバンキングの縮小、人民元流出の縮小等）一方で、外交問題（南シナ海での争い、朝鮮半島問題）、一带一路政策の高コストによる停滞等によりリスクが高まっている。



- 欧州では、Brexit 交渉の遅れ、イタリア政治の不安定さなどの課題があり、6月のEU首脳会議で地域の結束を示せるかが課題である。
- これら地政学的リスクが、市場の分断と保護主義的な政策を促してしまう恐れがある。

Session III: グローバル・キャピタル・マーケット: リスクと展望

Mr. Pierre de Lauzun, ICSA 議長

Group discussion -Tour de Table

- 今後 ICSA が取り組むべき課題について、参加者全員で意見交換が行われた。最初に、ICSA 議長 Pierre de Lauzun 氏が、ETF や債券市場の流動性の問題等を提起し、メンバーからは今後以下のような課題・活動に取り組むべきとの意見が述べられた。
 - ✓ 金融市場への諸規制の影響を可能な限り定量的に示すとともに、FSB や IOSCO 等の国際組織と有意義な対話を継続
 - ✓ EU のベンチマーク（金融指標）規制
 - ✓ 金融規制の域外適用（Extra-Territoriality）の問題
 - ✓ EU におけるリサーチ費用のアンバンドリング（分離化）規制
 - ✓ 仮想通貨、ICO の問題
- 本協会からは、ICSA のメンバーがサステナブルファイナンスを中心に SDGs やサステナビリティに関する取組みを開始すること、日本だけでなく今後多くの国が直面する人口の高齢化を背景とした自助努力による資産形成について情報交換を促進すること、IOSCO との連携強化を図る観点から、世界投資者週間（WIW）キャンペーンに ICSA メンバーも参画することを提案した。

Session IV: より良いコーポレートガバナンスの追求: 台湾のロードマップ

Dr. Tien-Mount Huang, 金融監督管理委員会（台湾）副委員長

- 台湾金融規制当局のコーポレートガバナンスに関するこれまでの取組みと今後の計画（Roadmap）が紹介された。
- 2000 年代初頭から、台湾はコーポレートガバナンスの改善に向けた取組みを本格化させ、外部取締役制度の導入、コーポレートガバナンス規則・監査委員会の設置、CSR 報告書の作成や役員報酬委員会設置の上場企業への義務付け、CG インデックスの公表等の諸施策を実施してきた。
- G20 や OECD 等におけるコーポレートガバナンスに関する動向を念頭に、2018 年以降のコーポレート・ガバナンス・ロードマップを作成した。その狙いは、情報の透明性向上、規制のエンフォースメント強化、コーポレートガバナンスと CSR を中心とするより良い企業文化の醸成、社外取締役の機能強化、機関投資家のスチュワードシップ責任の履行促進である。
- 併せて、台湾では全上場企業に株主総会における電子投票の導入が義務付けられていることが紹介された。

Session V: 金融規制: 協力と調和

Dr. Douglas Arner, 香港大学法学部教授

- 金融危機以降 G20 の合意に基づき、FSB、IOSCO を中心に進められてきた新たな規制の導入は一段落し、現在ではそれらの影響評価に軸足が移り、協調と調和を目指す方向となっている。一方、規制当局は、発展しつつあるテクノロジー（仮想通貨、ICO、デジタルアセット、サイバーセキュリティ）に関するリスクへの関心を高めている。
- 過去 10 年のフィンテックの発展によって、資金調達ではクラウドファンディング、P2P レンディング、ICO など新たな手法が出現し、資金決済ではブロックチェーン技術の活用も期待されるが、同時にサイバーセキュリティの問題も大きくなっている。これは金融の安定性に対するリスクとなるだけでなく、国家の安全保障上の問題にもなりかねない。
- レグテック（RegTech : Regulatory Technology）は新しい考え方ではないが、特に世界金融危機以降の店頭デリバティブ関連の規制で導入された膨大な報告の処理には自動化でしか対応できず大きな威力を発揮している。規制当局は取引報告や疑わしい取引の報告を日々大量に受領しているが、それを効果的に分析するシステムがなければ、収集した情報も無駄になってしまう。規制当局にとって、レグテックは必須のツールとなっている。
- 試算したところ、規制業務の約 70%は客観的情報の分析に充てられており、これを自動化できれば、より多くの人員・リソースを残り 30%の主観的情報の分析に充てることが可能となる。店頭デリバティブ取引報告の分野で各種識別子（UPI、UTI、LEI）が検討・導入されているように、報告をデジタル化することにより、業界が規制対応コストを削減できるだけでなく、当局側も効率的に規制目的を達成することができる。
- 金融包摂の面では、過去 6 年間で世界 10 億人以上の人々がデジタル ID や電磁的方法による顧客の本人確認（E-KYC : Electronic Know Your Customer）の技術により初めて金融サービスにアクセスできるようになった。業界と規制当局が協力してより未来を志向する金融インフラを設計し、規制の実効性を確保するとともに、経済成長と金融包摂を促進していくことが重要である。

Session VI: 資本市場とサステナビリティ

司会: Mr. Martin Scheck (ICMA)

- Mr. Jochen Krimphoff, 世界自然保護基金 (WWF)
- Mr. Mark Austen, アジア証券金融市場協会 (ASIFMA)
- 石倉宏一執行役, 日本証券業協会 (JSDA)



- 現在の地球環境を維持するには、各個人がエネルギー、水資源、ゴミ処理、海洋生物保護、気候変動に関する意識を高め行動するとともに、公的・民間セクターが協働してプロジェクトを策定し、そのための所要資金を確保していく必要がある。国連のSDGs 達成には、2030年まで毎年5~7兆ドルの資金が必要とされ、円滑な資金調達のためには、金融のエコシステムの構築が不可欠である。
- ICMAは、グリーンボンド原則、ソーシャルボンド原則、サステナビリティボンドガイドラインを策定・公表し、現在それらの普及に努めている。
- グリーンボンド市場は急速に拡大しており、国によって原動力は異なるが、中国では政府や中央銀行のイニシアチブが大きく貢献している。シンガポール、香港では政府がグリーンボンド発行に係るイニシャルコストを補助する制度を導入している。
- 日本でもコーポレートガバナンスコード、スチュワードシップコードの導入に伴い、発行体、投資家双方のESGに対する意識が高まっている。さらに環境省がグリーンボンドガイドラインを公表したほか、グリーンボンド発行に係る外部評価等の追加コストに対する補助金制度を導入した。また、世界最大の機関投資家であるGPIF(年金積立金管理運用独立行政法人)がPRIに署名し、ESG運用のための指数の選定を行ったことは日本の資産運用業界に大きな意識改革をもたらしている。日本証券業協会もSDGs懇談会を設置し、下部の分科会においてサステナブルファイナンスの拡大のために証券業界として貢献できる方法を検討している。
- サステナブルファイナンスの分野では、未だ概念・用語の定義が完全に定まっておらず、発行体・投資家間の意思疎通、共通のベースでの統計作成等の妨げとなっている。タクソノミー(概念・用語の定義・分類)が重要な課題となっている。

Session VII: ベンチマーク (IBOR) 規制の動向

司会: Mr. Mark Austen, アジア証券金融市場協会(ASIFMA)

- Mr. Keith Noyes, 国際スワップ・デリバティブズ協会 (ISDA)
- Mr. David Lynch, オーストラリア金融市場協会 (AFMA)
- Mr. Martin Scheck, 国際資本市場協会 (ICMA)

- LIBOR不正操作問題を受けて、EUではベンチマーク規制が導入され、域内の金融機関は2021年1月から新規制に則ったベンチマークで取引をしなければならず、市場

関係者は対応を求められている。

- 論点は大きく分けて二つあり、第一は、LIBOR の代替指標となるリスクフリーレート (RFR) の選定及びその算出方法、第二は、既に世界中で行われている LIBOR をはじめとする IBOR を参照する店頭デリバティブ取引、上場商品、ABS、住宅ローンなど多岐にわたる莫大な取引を、規制導入後、どのように処理するかという点である。第一の点に関しては、各法域で代替指標が検討され RFR が選定されつつある。第二の点に関しては、既存の IBOR を参照している残存取引のうち 80%が規制施行までに期限が到来すると見込まれているものの、それでもかなりの取引が残ることになる。ISDA を中心に代替策 (Fallback) が検討されているが、最終的には当局からのガイダンスが必要になるだろう。
- EU 域内の当事者が EU 域外の第三国のベンチマークを参照した取引を行うためには、1)同等性評価、2) レコグニション、3)エンドースメントのいずれかの方法によって、EU の規制に準拠しなければならない。
- 米国では、有担保翌日物調達金利 (SOFR) と呼ばれる新たなレートを FRB と金融業界が共同で開発し、本年 4 月から FRB が公表している。一方で、2021 年以降も既存の IBOR を改善したうえで使用を継続することも並行して検討されている。
- 英国では、金融行為監督機関 (FCA) が少なくとも 2020 年までは LIBOR を公表し続けるように要請しているが、それ以降は不透明である。代替指標としてイングランド銀行 (BoE) は英ポンド翌日物金利 (SONIA) を見直し、本年 4 月から SONIA+として新たな算出方法により公表を開始した。
- 欧州では EURIBOR やユーロ圏翌日物平均金利 (EONIA) がベンチマーク規制の要件を満たす見通しが立たないため、欧州中央銀行 (ECB) は本年 5 月、実取引のみに依拠したユーロ圏ショートターム金利 (ESTER) を公表した。今後 ESTER が使われることになる可能性が高いが、未成熟な点やこれまで使用してきたベンチマークの取り扱いをどうするかといった課題が依然として残っている。
- 豪州では、RFR としてはオーストラリア金融市場協会 (AFMA) が公表する、実取引に基づくオーストラリア銀行間取引金利 (BBSW) が使われているので他の法域とはベンチマーク規制に関する対応は異なるが、豪州の金融機関においても 5 兆ドルの取引が LIBOR を参照しており、LIBOR の動向を注視している。

Session VIII: 台湾の金融セクターにおける残された課題の達成

Dr. Ching-Chang Yen, 元財務大臣 (台湾)

- 1996 年から財務副大臣、2000 年から 2002 年まで財務大臣を務めたスピーカー自身の経験に基づき、アジア通貨危機以降の台湾の金融市場改革及び残された課題について講演が行われた。
- 1997 年から 98 年にかけてのアジア通貨危機では、台湾の主要輸出先である韓国や東南アジアの国々の経済が不安定になり、金融市場を開放していた台湾も影響を受け、金融機関は多額の不良債権を抱えた。

- 金融システム改革のため、Six Financial Bills(金融六法)を通過させた。それらのうち、Merger Act of Financial Institutions では金融機関の合併を促し、Financial Holding Company Act.では新たに金融持株会社の設立による新たな金融ビジネスモデルの導入を可能にした。単一のビジネスモデルで証券、銀行、保険の垣根を超えた様々な商品を取り扱うことができるようになり、持株会社の下で統合された金融機関は外資系金融機関に対しても競争力を持つことができた。この時持株会社の免許を与えられた金融グループがその後の台湾経済回復に大きな役割を担った。
- 一方で、現在 16 ある金融持株会社のうち 6 社は台湾政府の保有又は管理下にあり、台湾の経済規模に比べて政府系金融が過剰な状態となっており、長期的には台湾経済には悪影響をもたらすことが懸念される。WTO に参加し市場を開放した精神に立ち戻り、台湾政府は民営化と更なる金融自由化を進めなければならない。

Session IX: ブロックチェーンと証券市場の構造的変化

Mr. Jonathon Rout, Director, APAC, Digital Asset Holding

- 証券市場では、取引所、清算機関などの仕組みが複雑化する中で、以下のような構造的な課題に直面している。
 - ✓ 取引所や清算機関に参加できる機関は限られており、取引を効率化できる可能性のあるデータに大多数の市場関係者はアクセスできない。
 - ✓ 参加者間でやり取りしているデータのフォーマットが異なり、データ受領者がその都度別のフォーマットに変えなければならないことで市場参加者全体に多大なコストがかかるとともに、データの一貫性が担保されていない可能性もある。
 - ✓ 国際的な規制への対応に世界中の金融機関がそれぞれ個別にシステム対応コストを負担している。
- より効率的にこれらの課題に対応する方策として、ブロックチェーンの技術が活用できる。オーストラリア証券取引所で採用されたデジタルアセット社の技術は、情報の機密性、プライバシー保護を確保しながら、取引によって発生する様々な権利義務の変化（所有権の移転、配当等）を確実に履行するべく、すべての取引関係者とシンクロナイズすることが可能である。シンクロナイズすることによって、カストディアンなどを含む多くの関係者における作業の STP 化が可能となり、オペレーションコストやリスクが低減される。
- ブロックチェーン技術を活用することによって、商品間、組織間で統一性・一貫性のあるデータの授受が安全・迅速に行えるようになる。また、参加者が無駄なく応分な形でコストを分担することにより、得られる利益も最大化されるものと考えている。

Session X: 資本市場における新技術: フィンテック、レグテック (Regulatory Technology)、 サッ プテック (Supervisory Technology)、 サンドボックス、 ビットコイン、 ICO

司会: Dr. Gang Shyy, 台湾証券業協会

- Dr. Ko-Yang Wang, Fusions360
- Dr. Sung Bok Lee, 韓国資本市場研究院 (KCMI)
- Mr. Uttam Bagri, ボンベイ証券取引所参加者協会 (BBF)

Dr. Ko-Yang Wang, Fusions360

- フィンテックによる新たな金融サービスにより、伝統的な金融業界は激変する可能性がある。欧州では先月から、EU 一般データ保護規則 (GDPR) と共に決済サービス指令 (PSD2) が施行され、銀行口座サービスを第三者のフィンテック企業を通じて利用できるようになった。中国における決済サービスも大きな転換期を迎えており、イーコマース企業やフィンテック企業が既存の銀行決済などの金融サービスを破壊する可能性がある。
- 台湾は、ブロックチェーンや仮想通貨のハブとなるべく、本年 5 月仮想通貨の自主規制機関を設立し、ICO の情報を公表するプラットフォームも公開した。
- 今は大きな脅威とは見ていないようなブロックチェーン、仮想通貨、ICO2.0、オープン API のサービスが、5 年以内に世界を席卷するのではないか。

Dr. Sung Bok Lee, 韓国資本市場研究院 (KCMI)

- 韓国では 2015 年から政府主導で金融と IT の統合が推進され、今年に入りより一層フィンテックによるイノベーションを進めやすくするため、更なる規制改革が行われている。その結果、オンライン本人確認、資金決済、P2P レンディングなどがフィンテック企業によって行えるようになった。また、規制サンドボックスの枠組みを設け、昨年からのロボアドバイザーの実証実験が始まっている。

Mr. Uttam Bagri, ボンベイ証券取引所参加者協会 (BBF)

- インドでは、ICO や仮想通貨は政府により禁止されているが、分散型元帳技術やオープン API、P2P レンディングなどのフィンテックは推進されている。
- 現在、規制当局は証券取引におけるすべてのバックオフィスデータにアクセス可能である。業界としては、レグテックを活用し、できる限り証券会社の報告負担を軽減し、業者がより本業に専念できるよう、規制当局と交渉している。
- 上場企業では、システムベースのディスクロージャーを導入しており、インサイダー取引の抑止に役立っている。

Session XI: ASEAN 資本市場の展望

司会: Ms. Pattera Dilokrunghirapop, タイ証券業協会 (ASCO)

- 宮原 史明, 専任主事, 日本証券業協会 (JSDA)
- Mr. Hieu Nguyen, ベトナム証券業協会 (VASB)

- 司会のタイ証券業協会 (ASCO) Dilokrunghthirapop 氏が、ASEAN の加盟国・人口・GDP や経済規模について、その概要を紹介するとともに、金融資本市場の最近の動向や発展に向けた取り組みを紹介した。
- ベトナム証券業協会 (VASB) Hieu Nguyen 氏は、他の ASEAN 諸国の動きと比較しながら、目覚ましい成長を遂げたベトナムの今後の経済展望と株式市場の動きを紹介した。



- 本協会からは、アジア通貨危機後に日本の提唱で始まったアジア債券市場イニシアチブ (Asian Bond Markets Initiative) や官民の関係者を主なメンバーとする関係会議体である ASEAN+3 債券市場フォーラム (ABMF : ASEAN+3 Bond Markets Forum) の概要と最近の活動状況を説明した。

2018 年 年次総会閉会セッション

Mr. Pierre de Lauzun, ICSA 議長

Mr. Hung-Wen Chien, 台湾証券業協会会長

Ms. Tsai Ing-wen (蔡 英文) , 台湾総統

Mr. Pierre de Lauzun, ICSA 議長

主催機関である台湾証券業協会及びゲストスピーカーへの謝辞を述べるとともに、2 日間の年次総会の内容を振り返り、金融資本市場のより一層の発展のためには業界の努力とともに、当局・国際組織との対話・協力も不可欠であることを指摘した。

Mr. Hung-Wen Chien, 台湾証券業協会会長

ICSA メンバーとゲストスピーカーの年次総会への協力に感謝を述べると同時に、蔡英文総統の台湾経済、金融市場への貢献について紹介し、ICSA 年次総会への出席に感謝を述べた。

Ms. Tsai Ing-wen (蔡 英文) , 台湾総統

台湾で ICSA 年次総会が開かれたことを歓迎し、台湾で推進されているグリーンセクターやヘルスケア分野への投資促進政策、フィンテック促進政策などを紹介し、台湾経済の回復、今後の成長見通しについて説明した。さらに、台湾金融市場の国際化を更に進める意思を表明し、台湾への一層の投資、台湾市場との取引拡大に向け ICSA メンバーに協力を求めた。



以 上

プログラム

| 2018年6月11日(月) | |
|---------------|---|
| 09:00-12:00 | ICSA 年次総会 |
| 13:30-13:40 | 歓迎の挨拶 <ul style="list-style-type: none"> • Mr. Pierre de Lauzun, ICSA 議長 (Chief Executive, AMAFI (仏)) • Mr. Hung-Wen Chien, 台湾証券業協会会長 |
| 13:40-14:15 | Session I: 台湾のマクロ経済の現状と技術産業の発展の可能性 Dr. Jun-Ji Shih, 行政院副院長 (台湾) |
| 14:15-14:45 | Session II: 世界の現状と課題 Dr. Dierk Brandenburg, ベルリン・グローバル・アドバイザーズ |
| 15:05-16:05 | Session III: グローバル・キャピタル・マーケット: リスクと展望 司会: Mr. Pierre de Lauzun, ICSA 議長 Group discussion -Tour de Table |
| 16:05-16:35 | Session IV: よりよいコーポレートガバナンスの追求: 台湾のロードマップ Dr. Tien-Mount Huang, 金融監督管理委員会 (台湾) 副委員長 |
| 16:35-17:00 | グループ写真撮影 |
| 19:00-21:30 | ガラディナー |

| 2018年6月12日(火) | |
|---------------|---|
| 09:00-09:40 | Session V: 金融規制: 協力と調和 Dr. Douglas Arner, 香港大学法学部教授 |
| 09:40-10:40 | Session VI: 資本市場とサステナビリティ 司会: Mr. Martin Scheck, (ICMA) <ul style="list-style-type: none"> • Mr. Jochen Krimphoff, 世界自然保護基金 (WWF) • Mr. Mark Austen, アジア証券金融市場協会 (ASIFMA) • 石倉 宏一, 日本証券業協会 (JSDA) |
| 11:00-12:00 | Session VII: ベンチマーク (IBOR) 規制の動向 司会: Mr. Mark Austen, アジア証券金融市場協会(ASIFMA) <ul style="list-style-type: none"> • Mr. Keith Noyes, 国際スワップ・デリバティブズ協会 (ISDA) • Mr. David Lynch, オーストラリア金融市場協会 (AFMA) • Mr. Martin Scheck, 国際資本市場協会 (ICMA) |
| 13:30-14:00 | Session VIII: 台湾の金融界でやり残したことの達成に向けて Dr. Ching-Chang Yen, 元財務大臣 (台湾) |
| 14:00-14:30 | Session IX: ブロックチェーンと証券市場の構造的変化 Mr. Jonathon Rout, Director, APAC, Digital Asset Holding |

| | |
|-------------|--|
| 14:50-15:50 | <p>Session X: 資本市場における新技術: フィンテック, レグテック (Regulatory Technology), サップテック (Supervisory Technology), サンドボックス, ビットコイン, ICO</p> <p>司会: Dr. Gang Shyy, 台湾証券業協会</p> <ul style="list-style-type: none"> • Dr. Ko-Yang Wang, Fusions360 • Dr. Sung Bok Lee, 韓国資本市場研究院 (KCMI) • Mr. Uttam Bagri, ボンベイ証券取引所参加者協会 (BBF) |
| 15:50-16:35 | <p>Session XI: ASEAN 資本市場の展望</p> <p>司会: Ms. Pattera Dilokrunthirapop, タイ証券業協会 (ASCO)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 宮原 史明, 日本証券業協会 (JSDA) • Mr. Hieu Nguyen, ベトナム証券業協会 (VASB) |
| 16:35-17:00 | <p>2018 年 年次総会閉会</p> <ul style="list-style-type: none"> • Mr. Pierre de Lauzun, ICSA 議長 • Mr. Hung-Wen Chien, 台湾証券業協会会長 • Ms. Tsai Ing-wen (蔡 英文), 台湾総統 |
| 18:30-21:00 | <p>フェアウェルディナー</p> |

ICSA の概要

| | |
|------|--|
| 名称 | 国際証券業協会会議：International Council of Securities Associations (ICSA) |
| 設立目的 | 国際証券市場における取引慣行及び規則の調和を図り、メンバー間の情報交換及び理解を促進し、国際証券市場の健全な発展に寄与すること。(ICSA 規約) |
| 設立時期 | 1988 年（本協会の提唱により設立） |
| メンバー | 各国（地域）証券市場の自主規制機関及び業界団体 ・現在のメンバー 16 ヶ国（地域）18 団体（正会員 17 団体、客員会員 1 団体） |
| 会合等 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 年次総会（Annual General Meeting） メンバーの持ち回りで、例年春に 3 日間（事前会合を含む）にわたって開催される。総会の各セッションでは、証券業界において関心が高まっているトピックについて、通常メインスピーカーがプレゼンを行った後、メンバーが意見交換を行う。トピックは、メンバーから募集した上で、事務局がホスト団体と協議し決定する。 2. 中間会合（Interim Meeting） 毎年秋～冬に開催。 メンバー間の意見交換、年次総会の打合せ等を目的に毎年秋～冬に開催。 3. 理事会（Board） ICSA 議長、大規模メンバー代表 3、アジア大洋州代表 1、米州代表 1、欧州等代表 2 及び次回年次総会を主催するメンバーで構成。2 ヶ月に 1 回程度、電話での会議を開催。ICSA 全体の諸課題や運営等について協議し、重要事項については、承認を得るため年次総会等で提案する。 4. 常設委員会（Standing Committee） 証券市場で問題となっている課題について、専門家を交えた検討グループを組成して協議するほか、必要に応じ各種の「原則」・「声明」・「ベストプラクティス」を策定する。これらは、原則として年次総会等で承認を得た上で公表される。 現在活動中の常設委員会は、以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ・新興市場（Emerging Markets） ・会員勧誘（Membership） 5. その他 必要に応じ、個別の課題に関するワーキング・グループを設置。 |
| 議長 | Pierre de Lauzun（仏 AMAFI Managing Director）（任期 1 年、1 年まで再任可） |
| 事務局長 | Peter Eisenhardt |

ICSA メンバー一覧: 正会員

| | 機関名 | 概要 |
|--------|-------------------------|--|
| 日本 | 日本証券業協会 (JSDA) | 自主規制機関+業界団体 |
| 韓国 | 韓国金融投資協会 (KOFIA) | 自主規制機関+業界団体 |
| 台湾 | 台湾証券業協会 (CTSA) | 自主規制機関+業界団体 |
| 豪州 | 豪州金融市場協会 (AFMA) | 業界団体。2005年にICSAメンバーであった国際銀行証券協会 (IBSA) と合併。 |
| 米国 | 証券業金融市場協会 (SIFMA) | 業界団体。米国証券業者協会 (SIA) と債券市場協会 (TBMA) が合併して2006年11月に発足。 |
| カナダ | カナダ投資業協会 (IIAC) | 業界団体。2007年加入。 |
| 欧州 | 国際資本市場協会 (ICMA) | 欧州証券市場の自主規制機関+業界団体。2005年にICSAメンバーであったスイスの国際証券市場協会 (ISMA) と英国の国際発行市場協会 (IPMA) の合併により発足。 |
| | 欧州金融市場協会 (AFME) | 欧州金融市場の業界団体。2009年にICSAメンバーであったロンドン投資銀行協会 (LIBA) とSIFMA欧州支部の合併により発足。 |
| フランス | フランス金融市場協会 (AMAFI) | 自主規制機関+業界団体 |
| ドイツ | ドイツ証券取引所参加者協会 (BWF) | 業界団体。2008年加入。 |
| イタリア | イタリア金融仲介業者協会 (ASSOSIM) | 業界団体 |
| スウェーデン | スウェーデン証券業協会 (SSDA) | 自主規制機関+業界団体 |
| デンマーク | デンマーク証券業協会 (DSDA) | 業界団体 |
| トルコ | トルコ資本市場協会 (TCMA) | 自主規制機関+業界団体。2006年加入。 |
| メキシコ | メキシコ証券業協会 (AMIB) | 業界団体。2012年加入。 |
| インド | ボンベイ証券取引所仲介者フォーラム (BBF) | 業界団体。2013年加入。 |
| | インド証券取引所参加者協会 (ANMI) | 業界団体。2013年加入。 |

ICSA メンバー一覧: 客員会員

| | 機関名 | 概要 |
|----|---------------|---------------|
| タイ | タイ証券業協会(ASCO) | 業界団体。2012年加入。 |

オブザーバー

| | 機関名 | 概要 |
|----------|-----------------------|------|
| ニュージーランド | ニュージーランド証券市場協会(NZFMA) | 業界団体 |
| ベトナム | ベトナム証券業協会(VASB) | 業界団体 |

ICSA 年次総会開催地

| | | | | | |
|-------|---------|--------------------|-------|---------|------------|
| 1988年 | 日本 | 東京 | 2005年 | スイス | ルガノ |
| 1989年 | カナダ | オタワ | 2006年 | 日本 | 東京 |
| 1990年 | 米国 | ワシントン | 2007年 | カナダ | トロント |
| 1991年 | 英国 | ロンドン | 2008年 | 韓国 | ソウル |
| 1992年 | 日本 | 大阪 | 2009年 | 米国 | ワシントン |
| 1993年 | フランス | カンヌ | 2010年 | トルコ | イスタンブール |
| 1994年 | オーストラリア | シドニー | 2011年 | 英国 | ロンドン |
| 1995年 | スイス | ルツェルン | 2012年 | デンマーク | コペンハーゲン |
| 1996年 | カナダ | バンクーバー | 2013年 | オーストラリア | シドニー |
| 1997年 | 韓国 | ソウル | 2014年 | フランス | パリ |
| 1998年 | 米国 | サンフランシスコ | 2015年 | インド | ムンバイ |
| 1999年 | 英国 | スコットランド (グレンイーグルス) | 2016年 | スウェーデン | ストックホルム |
| 2000年 | 台湾 | 台北 | 2017年 | メキシコ | メキシコシティ |
| 2001年 | フランス | パリ | 2018年 | 台湾 | 台北 |
| 2002年 | オーストラリア | シドニー | 2019年 | イタリア | ミラノ (予定) |
| 2003年 | イタリア | ローマ | 2020年 | 米国 | ワシントン (予定) |
| 2004年 | スウェーデン | ストックホルム | | | |